

（二重下線は4月27日変更部分、一重下線は4月1日変更部分）

2011年4月27日変更	2011年4月1日変更	2009年7月17日変更
<p style="text-align: center;">性能等確認業務規程 <u>平成23年4月27日</u></p> <p style="text-align: center;">財団法人 日本自動車研究所</p> <p>制定 平成21年4月30日 変更 平成21年7月17日 変更 平成23年4月1日 <u>変更 平成23年4月27日</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 この業務規程における用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び同法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3. 適用範囲 自動車等に備える後付消音器の性能等の確認（以</p>	<p style="text-align: center;">性能等確認業務規程 <u>平成23年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">財団法人 日本自動車研究所</p> <p>制定 平成21年4月30日 変更 平成21年7月17日 <u>変更 平成23年4月1日</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 この業務規程における用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び同法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3. 適用範囲 自動車等に備える後付消音器の性能等の確認（以</p>	<p style="text-align: center;">性能等確認業務規程 <u>平成21年7月17日</u></p> <p style="text-align: center;">財団法人 日本自動車研究所</p> <p>制定 平成21年4月30日 変更 平成21年7月17日</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 この業務規程における用語は、<u>後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成20年国土交通省告示第1534号。以下「登録規程」という。）並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び同法に基づく命令</u>において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3. 適用範囲 自動車等に備える後付消音器の性能等の確認（以</p>

下「性能等確認」という。)については、細目告示及び細目告示別添 112 (後付消音器の技術基準) によるほか、本業務規程によるものとする。

4.～16. (略)

17. 公表等

(1)・(2) (略)

18.～24. (略)

25. 性能等確認済表示の表示中止の要請

研究所は、次に掲げる場合は、確認済後付消音器製作者等に対し、性能等確認を受けた後付消音器への性能等確認済表示の表示の中止を要請することとし、速やかにその旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することとする。

(1)・(2) (略)

(削除)

下「性能等確認」という。)については、細目告示及び細目告示別添 112 (後付消音器の技術基準) によるほか、本業務規程によるものとする。

4.～16. (略)

17. 公表等

(1)・(2) (略)

(削除)

18.～24. (略)

25. 性能等確認済表示の表示中止の要請

研究所は、次に掲げる場合は、確認済後付消音器製作者等に対し、性能等確認を受けた後付消音器への性能等確認済表示の表示の中止を要請することとし、速やかにその旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することとする。

(1)・(2) (略)

(削除)

附則 この業務規程は、平成 21 年 7 月 17 日から変更・実施する。

下「性能等確認」という。)については、登録規程及び細目告示によるほか、本業務規程によるものとする。

4.～16. (略)

17. 公表等

(1)・(2) (略)

(3) 研究所は、(1)項の公表を行った後付消音器について、国土交通大臣から基準に適合していない旨の通知(登録規程第 13 条に基づく通知)を受けたときには、速やかにその旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することとする。

18.～24. (略)

25. 後付消音器の制作・販売の中止の要請

研究所は、次に掲げる場合は、確認済後付消音器製作者等に対し、性能等確認を受けた後付消音器の製作若しくは販売の中止を要請することとし、その旨を国土交通大臣に通知することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 登録規程第 13 条に基づく国土交通大臣からの通知があった場合

附則 この業務規程は、平成 21 年 7 月 17 日から変更・実施する。

附則 この業務規程は、平成 23 年 4 月 27 日から変更・実施する。

別添 1～4 (略)

別添 5 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の方法

1.～3. (略)

(確認基準)

4. 当該申請に係る第二種後付消音器の性能等の確認において、次に掲げる基準を満足するものは純正消音器と同一の構造を有するものとする。

(1) 消音器の材質及び内部の基本構造が、純正消音器と同一であること。なお、材質については、金属等の種類が同一であればよい。

(2) 消音器の内部（最大部）寸法（楕円形の場合は長径と短径の平均）が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。なお、上限について、騒音低減性能向上を目的とした内径拡大は、この限りでない。

(3) 消音器の内部と外部（排気の出口部）に接続されているパイプの内径が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(4) 消音器の内部隔壁の間隔が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(5) 後付消音器（消音器と一体になっている構成部品を含む。）の重量が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。なお、上限について、

附則 この業務規程は、平成 23 年 4 月 1 日から変更・実施する。

別添 1～4 (略)

別添 5 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の方法

1.～3. (略)

(確認基準)

4. 当該申請に係る第二種後付消音器の性能等の確認において、次に掲げる基準を満足するものは純正消音器と同一の構造を有するものとする。

(1) 消音器の材質及び内部の基本構造が、純正消音器と同一であること。

(2) 消音器の内部（最大部）寸法が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(3) 消音器の内部と外部（排気の出口部）に接続されているパイプの内径が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(4) 消音器の内部隔壁の間隔が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(5) 消音器（消音器と一体になっている構成部品を含む。）の重量が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

別添 1～4 (略)

別添 5 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の方法

1.～3. (略)

(確認基準)

4. 当該申請に係る第二種後付消音器の性能等の確認において、次に掲げる基準を満足するものは純正消音器と同一の構造を有するものとする。

(1) 消音器の材質及び内部の基本構造が、純正消音器と同一であること。

(2) 消音器の内部（最大部）寸法が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(3) 消音器の内部と外部（排気の出口部）に接続されているパイプの内径が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(4) 消音器の内部隔壁の間隔が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

(5) 消音器（消音器と一体になっている構成部品を含む。）の重量が、純正消音器と比較してその差が 5%以内であること。

騒音低減性能向上を目的とした重量増加は、この限りでない。

(6) 繊維性材料が使用されている場合は、繊維性材料の重量が、純正消音器と比較してその差が 5% 以内であること。

5. (略)

別添 8 性能等確認の手数料

1. (略)

(その他費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 の通りとする。

表 2

項目	単価
旅費(a)	実費
日帰り日当 (関東地区)	1 日当たり 1,552 円 (消費税を含む。)
日帰り日当 (関東地区以外)	1 日当たり 2,645 円 (消費税を含む。)
宿泊日当	1 日当たり 2,645 円 (消費税を含む。)
宿泊費	1 宿泊当たり 11,500 円 (消費税を含む。)
移動時間(b)の労務費	1 時間当たり 10,143 円 (消費税を含む。)
機材輸送費	実費

(a)・(b) (略)

(6) 繊維性材料が使用されている場合は、繊維性材料の重量が、純正消音器と比較してその差が 5% 以内であること。

5. (略)

別添 8 性能等確認の手数料

1. (略)

(その他費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 の通りとする。

表 2

項目	単価
旅費(a)	実費
日帰り日当 (関東地区)	1 日当たり 1,552 円 (消費税を含む。)
日帰り日当 (関東地区以外)	1 日当たり 2,645 円 (消費税を含む。)
宿泊日当	<u>1 日当たり 2,645 円 (消費税を含む。)</u>
宿泊費	1 宿泊当たり 11,500 円 (消費税を含む。)
移動時間(b)の労務費	1 時間当たり 10,143 円 (消費税を含む。)
機材輸送費	実費

(a)・(b) (略)

(6) 繊維性材料が使用されている場合は、繊維性材料の重量が、純正消音器と比較してその差が 5% 以内であること。

5. (略)

別添 8 性能等確認の手数料

1. (略)

(その他費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 の通りとする。

表 2

項目	単価
旅費(a)	実費
日当 (関東地区)	1 日当たり 1,552 円 (消費税を含む。)
日当 (関東地区以外)	1 日当たり 2,645 円 (消費税を含む。)
宿泊費	1 宿泊当たり 11,500 円 (消費税を含む。)
移動時間(b)の労務費	1 時間当たり 10,143 円 (消費税を含む。)
機材輸送費	実費

(a)・(b) (略)

別表第1 (略)

第1号様式～第11号様式 (略)

別表第1 (略)

第1号様式～第11号様式 (略)

別表第1 (略)

第1号様式～第11号様式 (略)